

地位承継届出書【チェックリスト】

※正副各一部提出(正本添付書類については、許可書等の写しを除きコピー不可とする。)

[illegible]

※一般承継とは、相続人や合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。

※一般承継は、許可にかかる事業を継続する意思のないときは、本届出書と併せて「開発行為に関する工事の廃止届出書」を提出すること。